

四国地方整備局告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので次のとおり告示する。

平成十七年二月二十二日

四国地方整備局長 横田 耕治

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 県道玉津港線改築工事（愛媛県北宇和郡吉田町大字立間字小名地内から同町大字立間字雪森地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県北宇和郡吉田町大字立間字小名、字峠及び字雪森地内

2 使用の部分 愛媛県北宇和郡吉田町大字立間字小名、字峠及び字雪森地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県北宇和郡吉田町大字立間字小名地内から同町大字立間字雪森地内までの延長553mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道玉津港線改築工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、県道玉津港線改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、それぞれ法第3条第1号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道玉津港線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である愛媛県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県北宇和郡吉田町内の延長1.9kmの幹線道路であり、一般国道378号と主要幹線道路である一般国道56号とを結ぶ沿線住民の生活や産業を支える重要な路線である。

しかしながら、このうち本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、幅員が約4～5mの1車線の未改築区間が残り、歩道が設置されていないため、車両の

すれ違い及び小・中学校等に通学する生徒等の歩行者の安全に支障をきたしている。さらに、JR予讃線との立体交差部では、車道の建築限界として必要な高さ4.5mに対し4.0mしかないこと及び橋梁が老朽化していることから、大型車両の通行制限（14t）を余儀なくされ、物資輸送等に支障をきたしている。

本件事業の完成により、片側に歩道を備えた2車線道路が整備されることから、自動車と歩行者等を分離した安全で円滑な通行が確保されるとともに、物資輸送、地域住民の日常生活及び生産活動の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、民家等の少ない山間部において施行されることから、地域社会の生活環境に与える影響は極めて小さいものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

② 失われる利益

本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 事業計画の合理性

本件事業は、安全で円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づき、片側に歩道を備えた2車線のバイパス道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間における道路改築の手法としては、JR予讃線をオーバーパスするバイパス案（申請案）のほか、

現道拡幅案

JR予讃線をアンダーパスする現道拡幅・バイパス案が考えられる。

申請案と他の2案を比較すると、支障住家がなく沿線住民に与える影響が小さいこと、施工性が最も優れていること、加えて事業費が最も廉価であり経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認め

られる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県北宇和郡吉田町役場